

IV. 関係各課等との協議結果

1. 栃木県関係各課

| 部署 | 指導事項等 | 対応策 |
|---------|---|--|
| 地域振興課 | 国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、佐野市都市計画課に確認してください。 | ・借地契約時における権利金等の、一時金の支払いが無いため国土利用計画法の届出対象には該当しません。 |
| 県民協働推進課 | 午後11時以降(栃木県青少年健全育成条例に定める深夜)に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年(18歳未満)に対して、同条例第48条第3項に基づく帰宅奨励(声かけ、提示、放送等)をしていただくようお願いします。 | 深夜時間帯には、店舗及び敷地内にいる青少年(18歳未満)に対して、同条例第48条第3項に基づく帰宅奨励(声掛け、張り紙等)を実施します。 |
| | 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 | 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等必要な措置を行い、未成年者(20歳未満の者)に販売しません。 |
| | 図書類等(DVD・ゲームソフトを含む)を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年(18歳未満の者)には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所に、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30cm×15cm)を行ってください。 | 図書類の取扱いは行いますが、有害図書の陳列計画はございません。 計画が変更され陳列する場合は県条例に基づき対処いたします。 |
| 環境保全課 | 出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には、速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。(回答不要) | - |
| 資源循環推進課 | 栃木県では令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 | 資源循環推進計画に準じて、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組の協力に努めます。 |
| | 栃木県では令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 | 食品ロス削減推進計画に準じて、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について協力に努めます。 |
| 交通政策課 | 新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。 | 周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を致します。 |
| | (主)佐野・田沼線に面する出入口②および搬入車専用出入口について左折入庫・左折出庫となる誘導対策を、お願いします。 | (主)佐野・田沼線に面する出入口②および搬入車専用出入口について左折入庫・左折出庫となる誘導対策を致します。 |
| 道路整備課 | 市道102号線に面する入口①について、入口専用となる誘導対策を、お願いします。 | 市道102号線に面する入口①について、入口専用となる誘導対策を致します。 |
| | 道路法第十五条(都道府県道の管理)のうち、新設、改築の観点から意見なし | - |
| 道路保全課 | 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。 ※指導事項等については、安足土木事務所と協議願います。 | 道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条に基づく手続きを遵守いたします。 |
| | 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、安足土木事務所と協議願います。 | 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続致しません。 |
| 上下水道課 | 汚水排水計画及び雨水排水計画については、佐野市担当課と協議してください。 | 汚水排水計画及び雨水排水計画については、必要に応じて佐野市担当課と協議致します。 |

| | | | |
|-----------|---|---|--|
| 都市政策課 | 景観づくり担当 | 屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、佐野市都市計画課と協議してください。 (協議先:佐野市都市計画課 0283-20-3100) | 今後、協議致します。 |
| | | 佐野市景観計画に基づく行為の届出の要否について、佐野市都市計画課と協議してください。 (協議先:佐野市都市計画課 0283-20-3100) | 開発:令和7年7月15日 景観区域内行為届出書提出済 建築:令和7年10月27日 景観区域内行為届出受理済 |
| | 開発指導担当 | 都市計画法における開発許可の要否について、佐野市都市計画課と協議してください。 (協議先:佐野市都市計画課 0283-20-3100) | 令和7年9月12日 開発行為許可を受けております。 |
| | 計画担当 | 当該地は都市計画道路に隣接していますで、都市計画法第53条に基づく建築の許可について佐野市都市計画課へ確認してください。 (協議先:佐野市都市計画課 0283-20-3100) | 令和7年4月10日 都市計画道路拡幅済みと確認 |
| | | 自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m ² 以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、佐野市交通政策課(駐車場法担当)に確認してください。 (協議先:佐野市交通政策課 0285-85-7303) | 自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m ² 以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準を遵守致します。また、駐車場は料金を徴収しないため、届出には該当いたしません。 |
| | | 駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じよう努めてください。 (協議先:佐野市交通政策課 0285-85-7303) | 駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じよう努めます。 |
| | 盛土安全推進班 | 盛土規制法の許可等の要否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 (協議先:栃木県都市政策課盛土安全推進班 TEL 028-623-2801) | 令和7年6月27日 盛土規制法事前相談書提出済み |
| 都市整備課 | 意見なし | | - |
| 建築指導課 | ①建築基準法、②建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)、③建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、④高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)、⑤栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、佐野市建設部建築指導課(TEL:0283-20-3104)と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。 | 建築基準法:令和7年11月14日 佐野市建築指導課と協議済 建設リサイクル法:令和7年10月8日佐野市建築指導課に届出済 建築物省エネ法:令和7年11月7日 佐野市建築指導課に申請、適合確認済み バリアフリー法:令和7年11月14日 佐野市建築指導課の確認審査済み 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等: 令和7年10月8日 佐野市建築指導課に届出済 | |
| 警察本部交通規制課 | 令和7年11月10日、事前協議終了。 北側の出入り口について、道路管理者との右折レーン設置の協議が終了しましたら、協議書の写しを提出願います。 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。 | 北側の出入り口について、道路管理者との右折レーン設置の協議が終了しましたら、協議書の写しを提出致します。 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、交通規制課とも再協議致します。 | |
| 経営支援課 | 指導事項等なし | | - |

2.佐野市関係各課

| 部署 | 指導事項等 | | 対応策 |
|-------|---|---|--|
| 市民生活課 | | 交通量の多い道路に面しておりますので、歩行者や自転車などに十分に注意を払い、交通事故のないよう交通法規の順守及び交通安全の徹底をお願いします。 | 配慮いたします。また、近隣住民等より苦情・相談があつた場合には、誠意をもつて対応いたします。 |
| 都市計画課 | 計画係 | 景観法に基づく届出受理済み (佐都計第R7-91-17、R7-91-30) | - |
| | | 立地適正化計画に基づく届出受理済み (佐都計第R7-31-1、R7-32-2) | - |
| | | 屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請が必要です。 | 屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づき申請を行います。 |
| | 開発指導係 | 都市計画法上、支障ありません。 開発許可済み。 佐野市指令都計第R7-10-14号(R7.9.12許可) | - |
| 交通政策課 | | 自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m ² 以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準を遵守してください。 | 自動車の駐車の用に供する部分の面積が500m ² 以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準を遵守致します。また、駐車場は料金を徴収しないため、届出には該当いたしません。 |
| 環境政策課 | 周辺住民の良好な生活環境に影響がないように配慮をお願いします。 | 周辺住民の良好な生活環境に影響がないように配慮をお願いします。 | 周辺住民の良好な生活環境に影響がないように配慮致します。 |
| | | 騒音規制法、振動規制法等の環境関連法令、及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に該当する特定施設の設置や、特定建設作業を実施する場合は、届出が必要です。 | 騒音規制法、振動規制法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例に該当する特定施設の設置や、特定建設作業を実施する場合は適切に届出手続します。 |
| | | その他県所管の大気・水質・土砂条例等の環境関係法令もございますので、県南環境森林事務所へご確認ください。 | 土壤汚染対策法第4条第1項の届出を7月18日提出。 土砂条例については、場内に搬入する土砂がない事を県南環境事務所(環境対策課)へ伝え手続き不要を確認した。(11月28日) |
| | 過剰包装等を削減するなど廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効活用を進めてください。また、そのことを従業員に対して、ご指導ください。 | 過剰包装等を削減するなど廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効活用を進めてください。また、そのことを従業員に対して、ご指導ください。 | お客様に簡易包装への呼びかけを行い、過剰包装削減しています。パラ販売、ノントレー包装の販売を行い廃棄物の減量化に努めています。資源有効化に対する従業員への指導をいたします。 |
| | | 廃棄物の処理、運搬が適切に行われるよう徹底してください。なお、事業系一般廃棄物は届出者が自ら処理施設に搬入するか、又は、佐野市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。産業廃棄物は産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託してください。(別紙「事業系ごみの減量と適正処理の手引き」参照。) | 廃棄物の処理、運搬は「事業系ごみの減量と適正処理の手引き」を参考に、適切に実施いたします。 |
| | 食品ロス削減のため、事業系一般廃棄物の食品残さについては、堆肥化できる工場などで出来るだけリサイクルしていただきますようお願いいたします。 | 食品ロス削減のため、事業系一般廃棄物の食品残さについては、堆肥化できる工場などで出来るだけリサイクルを行おう努めます。 | |
| | | 廃棄物保管施設について、内部配置図から各廃棄物等を保管するにあたり仕切り等が確認出来ませんので、各廃棄物が混在することのないよう適切な保管をしてください。 | 各廃棄物が混在することのないよう適切な保管を致します。 |
| 建築指導課 | 計画建物について(工作物がある場合は規模により)確認申請が必要です。 | 計画建物について(工作物がある場合は規模により)確認申請が必要です。 | 計画建物について確認申請の提出を致します。 |
| | | 計画建物について、建築物省エネ法への適合、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく届出が必要です。 | 計画建物について、建築物省エネ法への適合、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく届出を致します。 |
| 道路河川課 | なし | | - |
| 産業政策課 | 指導事項等なし | | - |